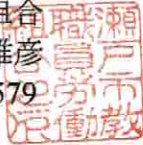


2022年7月1日

瀬戸市教育委員会
教育長 横山 彰 様

瀬戸市教職員労働組合
執行委員長 甲斐 雄彦
〈連絡先〉TEL0561-84-9579



要請書

貴職におかれましては、日々公務ご多忙のことと存じます。日頃は、教職員と児童・生徒のために力を尽くしてくださり、ありがとうございます。

さて、2022年度の瀬戸市教職員労働組合の要求を下記のようにまとめました。貴職の考えを文書でお示しくださるとともに、私たちの声を諸施策に取り入れていただくため地公法55条に則り、交渉を要請いたします。

尚8月中に文書回答と交渉をお願いします。

記

1. 各校への教育予算の増額をすること。
2. 教職員の健康・労働条件と児童・生徒の健康・安全について
 - (1) 児童・生徒や教職員にとって心身ともに負担となっている過熱傾向にある部活の在り方を見直し小学校部活を廃止すること。
 - (2) 学習指導要領に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」と示された通り、部活動への生徒の「全員加入制」を廃止し、部活動に所属しない自由を尊重するよう各校長を指導すること。
 - (3) 本人の同意なく教職員に部活動の顧問をさせないこと。部活動顧問の時間外勤務が、上限「月45時間・年360時間」を超えないよう、在校時間の記録に基づき長時間活動を中止したり、顧問業務を外すなどの措置を講じるよう校長を指導すること。
 - (4) 市の責任において教職員の長時間労働がなくなるようにすること。
以下のような内容に留意すること。
 - ・当面開錠を7時半以降、施錠時刻を19時以前とすること。
 - ・ノー残業デーを徹底すること。
 - (5) 「在校時間状況記録」より把握できる超45時間・超80時間・超100時間の時間外労働をしている教職員数及び氏名を、教育委員会の責任において毎月把握し、対策を講じてること。また、校長が該当者に対しての改善策を示し具体的改善策を職員本人と協議した上で教育委員会に報告するとともに、該当者が医師の面接指導を確実に受けるように指導すること。
 - (6) 校長のメモでなく、時間外勤務の割振簿を作成し、割り振りが適正に行われるようにする

こと。

- (7) 安全衛生委員会について以下のことを実施すること。
 - ・校内安全衛生委員会及び総括安全衛生委員会において、作業環境管理のみでなく「在校時間状況記録」により把握できる長時間労働を解消するために、作業管理として具体的な方策を論議し計画を策定するように指導すること。
 - ・全職員の意見が反映できるような校内安全衛生委員会を少なくとも学期に1回以上行うようにすること。
 - ・総括安全衛生委員会の論議事項を法に則り速やかに全職員に周知すること。
- (8) 時間外勤務削減のために、行事や諸会議の精選・業務の合理化及び全般的な見直しを強めるように各校を指導すること。出張を減らし教育活動に支障が起こらないようにすること。
- (9) パワハラの防止に努め、「パワハラ防止指針」を毎年全員に配付すること。また、セクハラ・マタハラなどのハラスメントをなくすための研修や啓発活動を進めること。
- (10) 全ての学校をカバーする産業医を置き、健康管理（精神疾患を含めて）を徹底し、退職まで心身ともに健康で働き続けられるように環境整備をすること。また、全職員（非常勤も含む）に「ストレスチェック」を実施し、改善に役立てること。
- (11) 学校において予防すべき伝染病に対して、予防接種費用への補助を行うこと。
- (12) 予想される第7波新型コロナウイルス対策において迅速かつ適切に対処すること。教職員のPCR検査を無料ですすめること。
- (13) タブレットの電磁波対策や安全使用に関するガイドラインを周知すること。また、長時間利用が脳の発達を阻害するという研究報告があり、各種研究結果を踏まえた使用上の留意点を市民に周知するとともに適切な対策を行うこと。
- (14) 各校校長が8時半からの始業を確実に行之、毎日定時退校ができるようにするとともに、管理職は最終下校者であることを公に示し、教職員の超過勤務を無くすように指導をすること。なお、各学校の電話対応は、当面8時から17時30分までとし、それ以降は留守番電話で応ずること。
- (15) 休憩時間を確実に確保させるよう管理職を指導すること。

3. 教職員の働く環境と福利厚生について

- (1) 男女別の横臥できる休養室・シャワー室および乾燥機をすべての学校で設置できるよう、計画を進めること。改修工事における具体的に困難な面を明らかにするとともに、現在の設置状況と今後の計画を明らかにすること。

- (2) 職員トイレの数を増やし、温水洗浄機能がついた便座を早急に全校に設置すること。
4. 憲法・子どもの権利条約に基づいた子どもの人権擁護の推進、開かれた学校づくり、子どもを取り巻く環境の改善について
- (1) 特別支援教育及び日本語教育の教材を充実させるための予算措置をすること。・・・
- (2) 「全国学習学力調査」に参加しないこと。学校別の点数公開を行わないこと。
- (3) 全学年で少人数学級が実現できるように県に強く働きかけること。
- (4) 義務教育費無償の精神に則り、教育費の父母負担の軽減を行うこと。
- ・給食費の値下げをすること。
 - ・中学校制服に対する補助をすること。
 - ・通学に関する交通費（にじの丘、タクシー通学）を無料にすること。
- (5) 学校図書館法改正に則り、各学校に専門専任常勤の学校司書の配置を促進すること。また、図書充足率を高めること。
- (6) 平和都市宣言を受けて、平和教育の充実のための施策を図ること。
- また、以下のことを実施すること。
- ・自衛隊の職場体験および自衛隊の募集を行わせないでください。また、広報に募集の記事を載せないこと。
 - ・「瀬戸市戦跡マップ」およびパンフレットを作成すること。
 - ・市民公園にある地下軍需工場跡のモニュメントを設置すること。
 - ・「平和資料センター」（仮称）を公共の場に設置すること。
- (7) 全小中学校の女子トイレに生理用品を配置すること。
- (8) 子どもの権利条約に基づき、実効ある瀬戸市の「子ども権利条例」を作成すること。
5. 学校の施設・設備について
- (1) ガラス飛散防止フィルムや網戸を設置するとともに、地震による落下物等教室内の安全を専門業者が確認するようにすること。
- (2) 大規模改修を進め、電源や水道管などの点検整備をすること。アスベストの存在が明らかになりました。アスベストの除去等の対策の期限を明らかにすること。ホルムアルデヒドなどの有害物質が学校施設より曝露しないようにすること。
- (3) 全ての図書室・特別教室および体育館にエアコンを設置すること。
- (4) 体育館及び外トイレの改修を早急に行うこと。

(5) 日本語学級の施設設備を他の学級と同様に行うこと。

6. 教職員の配置について

(1) 小1から中3まで30人学級制度を市独自で作ること。

(2) 特別支援学級入級者が増えています。普通学級にも困難を抱えた児童・生徒がいます。より充実した支援員・サポーター制度を確立すること。

(3) 養護教諭が泊を伴う行事に参加の場合の人員を確保すること。

(4) 日本語学級設置校へのサポート体制を強化すること。また、日本語学級が設置されていない学校でも必要な児童・生徒や保護者がいる場合のサポート体制作りを進めること。

- ・保護者対応が行える支援体制を充実すること。
- ・すべての言語に対応した支援体制を確立すること。
- ・市の対応で、すべての学校ですべての言語の翻訳業務を日常的に実施すること。

(5) 女性管理職を増やし、男女比を半々にすること。

7. その他

(1) 図書館建設に当たっては、図書館本来の理念を踏まえ、市民のニーズに合ったものにする。地域図書館の充実・拡充を図り、利用しやすくすること。また、市の直営とし、市民に開かれた協議会を設置して民主的に運営すること。

(2) 学校用務員の員数を増やし複数配置で校舎内外の整備を進めること。

(3) 学校に関わる職員は正規職員にすること。

(4) にじの丘以外にも各学校に太陽光発電を設置し、自然エネルギーの利用、教育を進めると。

(5) ジェンダー平等社会をめざし、啓発活動を進めること。

(6) 就学時健診を法律に則り教育委員会の責任で行うこと。

(7) 地震等の避難場所となっている学校の防災状況を常に留意し、避難場所としての価値を高めること。

(8) 小中一貫教育に対しての教育・労働条件の整備をすること。

- ・教職員の労働強化にならぬよう人的配置の充実および研修等の時間確保をすること。
- ・にじの丘学園及びその他の地域の小中一貫教育についての検証を行い、公表すること。

- (9) 小中一貫校・小中一貫教育・跡地利用については、教職員や市民の声を反映させること。
- (10) 安全な通学環境整備をすること。通学路や校庭のイノシシ等の害獣対策を万全に行うこと。
- (11) ICT教育の普及と充実のために、職員の研修の機会を設けること。また専門職員の配置をし教職員の相談や指導、セキュリティ対策、健康被害の対策等の徹底を図ること。
- (12) にじの丘学園は適正規模を超えマンモス化しており、分校設置を検討すること。また、にじの丘学園の通学路の安全確保をするとともに、現在の路線バス通学をスクールバスに切り替えること。
- (13) 学校の負担となっている「まるっとせとっ子フェスティバル」は廃止すること。
- (14) 団地学校統廃合計画を見直し、市民・地域・父母・教職員の合意形成を図ること。
- (15) SDGsの課題を根幹にした瀬戸市の教育アクションプランを作成し、周知すること。

以上